

令和4年度（2022年度）病床機能分化・連携促進基盤整備事業費補助金交付要綱

（目 的）

- 1 病床機能分化・連携促進基盤整備事業費補助金（以下「補助金」という。）は、医療介護総合確保促進法に基づく北海道計画に基づき、病床の機能分化・連携を推進することを目的として、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところにより、予算の範囲内において交付する。

（補助事業者）

- 2 この補助金の事業者は、次のとおりとする。
 - （1）施設整備事業
知事が適当と認める医療機関の開設者とする。ただし、3（1）エに掲げる施設整備については知事が適当と認める診療所（医科）の開設者とする。
 - （2）設備整備事業
知事が適当と認める医療機関の開設者とする。ただし、3（2）エに掲げる設備整備については知事が適当と認める診療所（医科）の開設者とする。
 - （3）再編統合支援事業
知事が適当と認める医療機関の開設者、地域医療連携推進法人の設置者及び医師会とする。ただし、医師会については3（3）アに掲げる事業に限るものとする。なお、本事業における「再編」とは、地域医療連携推進法人を設立するものに限り、「統合」とは、開設者が異なる法人間の統合に限る。
 - （4）理学療法士等確保事業
知事が適当と認める病院の開設者とする。
 - （5）理学療法士等研修事業
知事が適当と認める病院の開設者とする。
 - （6）電子レセプト情報受療動向等分析事業
国立大学法人北海道大学とする。

（補助事業等）

- 3 この補助金の補助事業等は、次のとおりとする。
 - （1）施設整備事業
 - ア 急性期病床から回復期病床への転換など、地域での病床機能の分化・連携のために必要と知事が認める施設整備
 - イ 病床のダウンサイズなどのために必要と知事が認める施設整備
 - ウ 地域の医療機関が病院機能を再編・統合するために必要と知事が認める施設整備
 - エ 地域で不足する外来医療機能を担う診療所（医科）を開設するために必要と知事が認める施設整備（医療施設近代化施設整備事業及びへき地診療所施設整備事業を除く。）
 - （2）設備整備事業
 - ア 急性期病床から回復期病床への転換など、地域での病床機能の分化・連携のために必要と知事が認める設備整備
 - イ 病床のダウンサイズなどのために必要と知事が認める設備整備
 - ウ 地域の医療機関が病院機能を再編・統合するために必要と知事が認める設備整備
 - エ 地域で不足する外来医療機能を担う診療所（医科）を開設するために必要と知事が認める設備整備（医療施設近代化施設整備事業及びへき地診療所施設整備事業を除く。）
 - （3）再編統合支援事業
 - ア 道内の医療機関が再編・統合を検討する上で事業者等へ委託し、収支シミュレーション等を行うために必要と知事が認める業務委託
 - イ 地域の医療機関が病院機能を再編・統合を行うために必要と知事が認める施設整備（新築に限る。）を行う基本設計及び実施設計に係る業務委託
 - ウ 病床転換及び病床削減に伴い不要となる建物（病棟・病室等）及び医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）のために生じる知事が認める損失

エ 地域で不足する医療機能への病床転換及び病床削減に伴い退職する職員で早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る。）の活用によって上積みされた退職金の割増相当額で知事が必要と認めるもの

オ 地域医療連携推進法人の設立のために必要と知事が認める法人運営及び体制整備

(4) 理学療法士等確保事業

急性期病床から回復期病床など病床機能の転換を行う病院において、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）を新たに確保するための事業

(5) 理学療法士等研修事業

回復期機能の充実のため、病院に所属する理学療法士等を所属外の病院において技術研修を受講させるほか、病院に指導的理学療法士等の派遣を受ける事業

(6) 電子レセプト情報受療動向等分析事業

医療データ分析センター事業実施要領（令和3年（2021年）2月19日地医第1457号地域医療推進局長決定）に基づく分析を行う事業

(補助対象経費)

4 この補助金の対象経費は、別表1、2及び3の第3欄、別表4、5及び6の第2欄に掲げる経費とする。ただし、別表1、2に係る次に掲げる費用については、補助の対象外とする。

(1) 土地の取得又は整地に要する費用

(2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用

(3) 設計その他工事伴う事務に要する費用

(4) 既存建物の買収に要する費用

(5) その他の整備費として適当と認められない費用

(補助金交付額の算定方法)

5 この補助金の交付額は、3に掲げる事業ごとに、次の各号により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 施設整備事業

ア 別表1の第1欄に定める区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に別表1の第4欄に定める補助率を乗じて得た額以内の額を交付額とする。

(2) 設備整備事業

ア 別表2の第1欄に定める区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に別表2の第4欄に定める補助率を乗じて得た額以内の額を交付額とする。ただし、別表2の第5欄に定める下限額に満たない場合には、算定の対象としないものとする。

(3) 再編統合支援事業

ア 別表3の第1欄に定める区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に別表3の第4欄に定める補助率を乗じて得た額以内の額を交付額とする。

(4) 理学療法士等確保事業

ア 別表4の第1欄に定める基準額と第2欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に別表4の第3欄に定める補助率を乗じて得た額以内の額を交付額とする。

(5) 理学療法士等研修事業

ア 別表5の第1欄に定める基準額と第2欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に別表5の第3欄に定める補助率を乗じて得た額以内の額を交付額とする。

(6) 電子レセプト情報受療動向等分析事業

ア 別表6の第1欄に定める基準額と第2欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に別表6の第3欄に定める補助率を乗じて得た額以内の額を交付額とする。

(補助金の交付申請)

- 6 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第3条に基づき行う告示の定めるところにより、補助金等交付申請書（保福第1号様式（平成10年北海道告示第500号に定める様式をいう。以下「保福第〇号様式」について同じ。））に、次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

なお、補助金等の交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請させるものとする。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(1) 施設整備事業

- ア 事業計画書（保福第1の2号様式、保福第32号様式）
- イ 補助金等交付申請額算出調書（保福第1の16号様式）
- ウ 経費の配分調書（保福第1の18号様式）
- エ 事業予算書（保福第1の20号様式）
- オ 工事仕様書
- カ 工事設計図
- キ 工事仕訳書
- ク その他別に指示する書類

(2) 設備整備事業

- ア 事業計画書（保福第1の2号様式、保福第33号様式）
- イ 補助金等交付申請額算出調書（保福第1の16号様式）
- ウ 経費の配分調書（保福第1の18号様式）
- エ 事業予算書（保福第1の20号様式）
- オ 資金収支計画書（保福第1の32号様式）（申請者が地方公共団体である場合を除く。）
- カ その他別に指示する書類

(3) 再編統合支援事業

- ア 事業計画書（保福第1の2号様式）
- イ 補助金等交付申請額算出調書（保福第1の16号様式）
- ウ 経費の配分調書（保福第1の18号様式）
- エ 事業予算書（保福第1の20号様式）
- オ 資金収支計画書（保福第1の32号様式）（申請者が地方公共団体である場合を除く。）
- カ その他別に指示する書類

(4) 理学療法士等確保事業

- ア 事業計画書（保福第1の2号様式）
- イ 補助金等交付申請額算出調書（保福第1の16号様式）

- ウ 経費の配分調書（保福第1の18号様式）
- エ 事業予算書（保福第1の20号様式）
- オ 資金収支計画書（保福第1の32号様式）（申請者が地方公共団体である場合を除く。）
- カ 補助事業所要額明細書（保福第344号様式）
- キ その他別に指示する書類
- (5) 理学療法士等研修事業
 - ア 事業計画書（保福第1の2号様式）
 - イ 補助金等交付申請額算出調書（保福第1の16号様式）
 - ウ 経費の配分調書（保福第1の18号様式）
 - エ 事業予算書（保福第1の20号様式）
 - オ 資金収支計画書（保福第1の32号様式）（申請者が地方公共団体である場合を除く。）
 - カ 補助事業所要額明細書（保福第344号様式）
 - キ その他別に指示する書類
- (6) 電子レセプト情報受療動向等分析事業
 - ア 事業計画書（保福第1の2号様式）
 - イ 補助金等交付申請額算出調書（保福第1の16号様式）
 - ウ 経費の配分調書（保福第1の18号様式）
 - エ 事業予算書（保福第1の20号様式）
 - オ 資金収支計画書（保福第1の32号様式）（申請者が地方公共団体である場合を除く。）
 - カ その他別に指示する書類

（交付の条件）

- 7 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

なお、補助金の交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合として、当該消費税等仕入控除税額を減額しないで申請した場合は、(13)及び(14)の条件を付するものとする。

- (1) 北海道補助金等交付規則、この交付要綱及び補助金交付決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければならない。
- (2) 補助対象経費の配分を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 施設整備事業、設備整備事業、再編統合支援事業、理学療法士等確保事業、理学療法士等研修事業及び電子レセプト情報受療動向等分析事業について、補助事業等の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当するときは、この限りではない。
 - ア 当該変更に伴う補助対象の経費の増減が、変更前の補助対象経費の額の10分の1を超えないとき。
 - イ 補助金の交付の目的の達成及び事業の能率的な執行に支障を及ぼさない程度 of 細部の変更と認められるとき。
- (4) 補助事業等の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。
- (5) 補助事業等が期限までに完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (6) 補助事業等の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければならない。
- (7) この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければならない。
- (8) (7)の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じる。
- (9) この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更

- 更することができる。
- (10) 補助事業等に係る建設工事が完了したときは、速やかに工事完成届を知事に提出しなければならない。
- (11) 補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事に提出しなければならない。会計年度が終了した場合も、同様とする。
- (12) 補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (13) 補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式によりその金額（実績報告において、(12)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。
- また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければならない。
- なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。
- (14) この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じる。
- (15) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (16) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産（不動産及びその従物並びに価格が50万円以上（補助事業者が地方公共団体以外の場合にあっては30万円以上）の機械及び器具）については、補助事業等の完了の年の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまでの期間は、あらかじめ知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りではない。
- (17) (16) の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければならない。
- (18) (17) に定める場合を除くほか、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがある。
- (19) 補助事業等に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。
- (20) この補助事業等の完了により相当の収益が生じたときは、補助金の全部又は一部を納付しなければなりません。

- (21) 補助事業を行うために締結する契約については、競争入札に付するなど知事が行う契約手続に準拠しなければならない。
- (22) 補助事業者は、補助対象事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (23) 次のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。補助金の額の確定があった後においても、また同様とする。
- ア この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
- イ 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- ウ 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
- エ 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄したとき。
- オ アからエに掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- (24) (23) の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を道に納付しなければならない。
- (25) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければならない。
- (26) 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがある。
- (27) (6) の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければならない。
- (28) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。
- (29) 補助事業者が新築した医療機関の開院時の許可病床数に変更があり、補助事業の基準額を減額すべき事由がある場合には、当該基準額を減額して作成した実績報告書を知事に提出しなければならない。（3（3）イに定める事業に限る。）

（補助金の交付）

- 8 補助金は、規則第15条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

（補助金の交付決定内容等の変更）

- 9 この補助金の交付決定後の事情の変更により、補助事業の内容を変更しようとするときは、補助事業等変更承認申請書（保福第1の21号様式）に6の書類を添えて知事に提出し、その承認を受けるものとする。

(工事完成届)

- 10 規則第13条の規定により、補助事業に係る建設工事が完成したときは速やかに補助事業等に係る工事完成届(保福第1の27号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

- 11 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けた時を含む。)は、速やかに補助事業等実績報告書(保福第1の28号様式)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 施設整備事業

- ア 事業実績書(保福第1の2号様式、保福第32号様式)
- イ 補助金等精算書(保福第1の30号様式)
- ウ 事業精算書(保福第1の31号様式)
- エ 契約書の写し
- オ 補助事業完成後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真
- カ 補助事業完成後の建物の構造概要及び平面図
(各室の用途を示すこと。)
- キ 工事仕様書、工事設計図及び工事仕訳書
- ク 建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項の規定による竣工検査書の写し
- ケ その他参考となるべき書類

(2) 設備整備事業

- ア 事業実績書(保福第1の2号様式、保福第33号様式)
- イ 補助金等精算書(保福第1の30号様式)
- ウ 事業精算書(保福第1の31号様式)
- エ 契約書の写し
- オ その他参考となるべき書類

(3) 再編統合支援事業

- ア 事業実績書(保福第1の2号様式)
- イ 補助金等精算書(保福第1の30号様式)
- ウ 事業精算書(保福第1の31号様式)
- エ 契約書の写し
- オ 設計等の完了を証する書面の写し及び成果物の写し(3(3)イの事業に限る)
- カ 急性期病床等の転換(削減)に伴い不要となった建物の病室分や医療機器の処分に係る損失を示した書類(3(3)ウの事業に限る。)
- キ 廃棄証明、マニフェスト票など医療機器の処分で有姿除却ではないことがわかる書類(3(3)ウの事業に限る。)
- ク 急性期病床等の転換(削減)に伴い退職した職員の早期退職制度の割増相当額を示した書類(3(3)エの事業に限る。)
- ケ その他参考となるべき書類

(4) 理学療法士等確保事業

- ア 事業実績書(保福第1の2号様式)
- イ 補助金等精算書(保福第1の30号様式)
- ウ 事業精算書(保福第1の31号様式)
- エ 補助事業実績額明細書(保福第344号様式)
- オ その他参考となるべき書類

(5) 理学療法士等研修事業

- ア 事業実績書(保福第1の2号様式)
- イ 補助金等精算書(保福第1の30号様式)
- ウ 事業精算書(保福第1の31号様式)
- エ 補助事業実績額明細書(保福第344号様式)
- オ その他参考となるべき書類

- (6) 電子レセプト情報受療動向等分析事業
 - ア 事業実績書（保福第1の2号様式）
 - イ 補助金等精算書（保福第1の30号様式）
 - ウ 事業精算書（保福第1の31号様式）
 - エ その他参考となるべき書類

(その他)

12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定めるものとする。

別表1（施設整備事業）

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
<p>(1) 急性期病床から回復期病床への転換などを行う施設整備</p> <p>(2) 病床のダウンサイズに伴う残存機能の強化を行う施設整備</p>	<p>ア 病床転換前の整備区域から転換する病床数及び病床の適正化のために残存機能の強化に伴う削減をする病床数に次に掲げる基準額を乗じた額</p> <p>○新築・増改築の場合 （1床当たり） 9,000,000円</p> <p>○改修・増築の場合 （1床当たり） 5,022,500円</p> <p>イ 次の加算条件に該当する事業を行う場合は、基準額に加算を行う。 （加算条件）</p> <p>条件A 転換及び削減前から病床を20%以上、圏域で不足する医療機能へ転換及び削減を行い、かつ、病棟のほか、患者サービスの向上等を図るため、次のいずれか1つ以上の事業を併せて整備する場合</p> <p>条件B 転換及び削減前から病床を10%以上20%未満、圏域で不足する医療機能へ転換及び削減を行い、かつ、病棟のほか、患者サービスの向上等を図るため、次のいずれか1つ以上の事業を併せて整備する場合</p> <p>①患者の療養環境改善の整備 ②医療従事者の職場環境改善の整備 ③衛生環境改善の整備 ④業務の高度情報処理化及び</p>	<p>ア 病床機能の分化・連携、医療施設等の整備に必要な新築・増改築・増築・改修に要する工事費又は工事請負費 （病室、診察室、処置室、記録室、談話室、機能訓練室、浴室、廊下、便所等）</p> <p>イ 加算条件に該当する事業を行うために必要な施設の新築・増改築・増築・改修に要する工事費又は工事請負費</p>	<p>2分の1以内</p>

	<p>快適環境の整備 ⑤乳幼児を抱える母親の通院等のための環境の整備（授乳室、託児室等）</p> <p>（加算額） 条件A ○新築・増改築の場合 （1床当たり） 9,000,000円 ○改修・増築の場合 （1床当たり） 5,022,500円 条件B ○新築・増改築の場合 （1床当たり） 5,400,000円 ○改修・増築の場合 （1床当たり） 3,013,500円</p>		
<p>病院機能の再編・統合を行う施設整備</p> <p>「再編」は、地域医療連携推進法人を設立するものに限る。再編の過程において、途中で法人に医療機関が増えた際には、その医療機関を新たに加算する。（ただし、一度使用した基準額は除くこととする。）</p> <p>「統合」は、複数の医療機関において、一つの医療機関に集約するもの。な</p>	<p>ア 再編・統合に伴い、整備後の区域の病床数に次に掲げる基準額を乗じた額</p> <p>○新築・増改築の場合 （1床当たり） 9,000,000円 ○改修・増築の場合 （1床当たり） 5,022,500円</p> <p>なお、基準額については、原則、医療機関単位とするが、知事が認める場合は、再編・統合に伴い整備後の病床数に上記基準額を乗じた額を上限として、再編・統合を行う補助事業者間で分けることも可とする。</p> <p>イ 次の加算条件に該当する事業を行う場合は、基準額に加算を行う。 （加算条件） 条件A 再編・統合前から病床を20%以上、圏域で不足する医療機能へ転換及び削減を行い、かつ、病棟のほか、患者サービスの向上等を図るため、次のいずれか1つ以上の事業を併せて整備する場合 条件B 再編・統合前から病床を10%以上20%未満、圏域で不足</p>	<p>ア 再編・統合に必要な施設の新築・増改築・増築・改修に要する工事費又は工事請負費 （病室、診察室、処置室、記録室、談話室、機能訓練室、浴室、廊下、便所等）</p> <p>イ 加算条件に該当する事業を行うために必要な施設の新築・増改築・増築・改修に要する工事費又は工事請負費</p>	

<p>お、同一法人の統合についても対象とする。</p>	<p>する医療機能へ転換及び削減を行い、かつ、病棟のほか、患者サービスの向上等を図るため、次のいずれか1つ以上の事業を併せて整備する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①患者の療養環境改善の整備 ②医療従事者の職場環境改善の整備 ③衛生環境改善の整備 ④業務の高度情報処理化及び快適環境の整備 ⑤乳幼児を抱える母親の通院等のための環境の整備（授乳室、託児室等） <p>(加算額)</p> <p>条件A</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新築・増改築の場合 (1床当たり) 9,000,000円 ○改修・増築の場合 (1床当たり) 5,022,500円 <p>条件B</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新築・増改築の場合 (1床当たり) 5,400,000円 ○改修・増築の場合 (1床当たり) 3,013,500円 		
<p>地域で不足する外来医療機能を担う診療所の施設整備</p>	<p>次の構造単価に160㎡を乗じた額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄筋 179,800円 ・木造 179,800円 ・ブロック造 156,700円 	<p>次の二次医療圏で診療所（医科）を開設するために必要な新築・増改築・増築・改修に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室等)</p> <p>※対象二次医療圏</p> <p>南檜山、北渡島檜山、中空知、北空知、日高、上川北部、富良野、留萌、宗谷、遠紋、根室</p>	

別表2（設備整備事業）

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率	5 下限額
<p>(1) 急性期病床から回復期病床への転換などを行う設備整備</p> <p>(2) 病床のダウンサイズに伴う残存機能の強化を行う設備整備</p>	<p>1 医療機関当たり 10,800千円</p> <p>(加算額)</p> <p>1 医療機関当たり 10,800千円</p>	<p>病床機能の分化・連携及び病床の適正化のための残存機能の強化などに必要な医療機器等、患者輸送車及び在宅医療を実施している、または実施しようとする病院において訪問診療等に使用する車両などの備品購入費（電子カルテ、部門システムその他の病院情報システム及び在宅医療提供体制強化事業費補助金で対象となる医療機器を除く）</p> <p>なお、在宅医療を実施している、または実施しようとしている病院とは、当該年度内において診療報酬上の在宅療養支援病院や在宅療養後方支援病院となっていること。</p> <p>次の加算条件に該当する事業を行う場合は、基準額に加算を行う。</p> <p>(加算条件)</p> <p>転換及び削減前から病床を20%以上、圏域で不足する医療機能へ転換及び削減を行う場合</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>1品につき 33千円</p>
<p>病院機能の再編・統合を行う設備整備</p> <p>「再編」は、地域医療連携推進法人を設立するものに限る。</p> <p>途中で法人に医療機関が増えた際には、その医療機関を</p>	<p>1 医療機関当たり 10,800千円</p> <p>(加算額)</p> <p>1 医療機関当たり 10,800千円</p> <p>再編・統合前の医療機関数に乘じる。</p> <p>なお、基準額・加算額については、原則、医療機関単位とするが、知事が認める場合は、上記を上限として再</p>	<p>再編・統合に必要な医療機器等、患者輸送車及び在宅医療を実施している、または実施しようとする病院（診療所）において訪問診療等に使用する車両などの備品購入費（電子カルテ、部門システムその他の病院情報システム及び在宅医療提供体制強化事業費補助金で対象となる医療機器を除く。）</p> <p>なお、在宅医療を実施している、または実施しようとしている病院（診療所）とは、当該年度内において</p>		

<p>新たに加算する。(ただし、一度使用した基準額は除くこととする。)</p> <p>「統合」は、複数の医療機関において、一つの医療機関に集約するもの。なお、同一法人の統合についても対象とする。</p>	<p>編・統合を行う補助事業者間で分けることも可とする。</p>	<p>診療報酬上の在宅療養支援病院（診療所）や在宅療養後方支援病院となっていること。</p> <p>次の加算条件に該当する事業を行う場合は、基準額に加算を行う。 (加算条件) 再編・統合前から病床を20%以上、圏域で不足する医療機能へ転換及び削減を行う場合</p>	
<p>地域で不足する外来医療機能を担う診療所の設備整備</p>	<p>1 医療機関あたり 10,800千円</p>	<p>次の二次医療圏で診療所（医科）を開設するために必要な医療機器などの備品購入費（電子カルテ、部門システムその他の病院情報システム及び在宅医療提供体制強化事業費補助金で対象となる医療機器を除く。）</p> <p>※対象二次医療圏 南檜山、北渡島檜山、中空知、北空知、日高、上川北部、富良野、留萌、宗谷、遠紋、根室</p>	

別表3（再編統合支援事業）

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
再編統合検討	1 医療機関あたり 7,000千円	地域で不足する医療機能への病床転換及び病床削減を含む再編統合等を検討する上で必要となるコンサルタント会社等への業務委託料（最長5か年）	2分の1以内
設計費	再編・統合に伴い、整備する医療機関の開院時の病床数に次に掲げる基準額を乗じた額1床当たり 500千円	再編・統合に伴い整備する施設の新築に必要な基本設計及び実施設計に要する委託料	

	<p>なお、基本設計と実施設計の契約は単独の契約のみ対象とする。</p>	
<p>建物及び医療機器の処分に係る損失</p>	<p>転換及び削減病床 1床当たり 2,000千円</p> <p>なお、基準額については、原則、医療機関単位とするが、知事が認める場合は、上記を上限として再編・統合を行う補助事業者間で分けることも可とする。</p>	<p>病床転換及び病床削減に伴い不要となる建物（病棟・病室等）及び医療機器の処分（廃棄、解体または売却）に係る損失で財務諸表上の特別損失（固定資産除却損、固定資産廃棄損、固定資産売却損）に計上されるもの（医療機器の有姿除却を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産売却損については、関係事業者（医療法第51条第1項に定める理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人またはその役員と厚生労働省令（医療法施行規則第32条の6第1項第1号）で定める特殊の関係がある者をいう。）への売却は対象外とし、第三者への売却のみを対象とする。ただし、複数の不動産鑑定士や専門業者の鑑定状況を踏まえ、市場価格と大幅な乖離がない場合（売却後に「購入者が未使用」または「売却者が継続使用」する場合を除く。）は、関係事業者でも対象とする。 ・北海道地域医療構想公示日までに取得（契約）したものに限り対象とする。
<p>人件費（早期退職割増相当額）</p>	<p>早期退職職員数 1人あたり 6,000千円</p>	<p>地域で不足する医療機能への病床転換及び病床削減を含む再編統合等に伴い退職する職員で早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る。）の活用によって上積みされた退職金の割増相当額</p>
<p>地域医療連携推進法人設立</p>	<p>法人運営</p>	<p>地域医療連携推進法人を運営するために必要となる次の経費（地域医療連携推進法人設立準備期間（最長1か年）を含み最長3か年）</p>
	<p>人件費(上限1名) 8,000千円/人</p>	<p>地域医療連携推進法人の設立準備、設立後の各種事務を行うために雇用する職員の人件費（給与費、法定福利費、各種手当等）</p>
	<p>負担金 1加入機関あたり 500千円/年</p>	<p>地域医療連携推進法人に加入する機関が地域医療連携推進法人に支払う負担金</p>
	<p>備品、消耗品費等 1,200千円</p>	<p>地域医療連携推進法人の設立・運営のために必要な需用費（消耗品費、図書購</p>

		入費)、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、旅費、備品費）
	体制整備	地域医療連携推進法人の体制整備に必要なとなる次の経費（地域医療連携推進法人設立から最長3か年）
	人件費 （医師：上限4名） 21,000千円/人	地域医療連携推進法人で雇用し、加入する医療機関で診療等に従事する医師の人件費（給与費、法定福利費、各種手当等）
	人材確保費用 11,160千円	地域医療連携推進法人の加入医療機関で診療に従事する医師の旅費
	連携推進費 3,500千円	人材交流に係る研修等のための経費その他の地域医療連携推進法人へ参加する医療機関の連携強化に資する経費（需用費（消耗品費、図書購入費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、旅費、備品費）

別表4（理学療法士等確保事業）

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
理学療法士等1名当たり次により算出された額とする。 月額350千円×延月数（12月上限とする。）	理学療法士等の確保に必要な次に掲げる経費 （報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金）	2分の1以内

別表5（理学療法士等研修事業）

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
次により算定された額の合計額とする。 (1)技術研修を受講する理学療法士等 理学療法士等1名1日当たり受講料10千円 (2)指導的理学療法士等の派遣 指導的理学療法士等1名1日当たり40千円 (1)、(2)は、1月における日数について、20日を上限とし、12月を限度とする。	理学療法士等の研修等に必要な次に掲げる経費 （報酬、共済費、賃金、報償費（研修施設謝金）、旅費、需用費（資料代）	2分の1以内

別表6（電子レセプト情報受療動向等分析事業）

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
15,000千円	医療データ分析センター事業実施要領に基づく分析を行うために必要な委託料（システムの改修・保守・管理のための費用）、備品購入費、使用料及び賃借料、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費（通信運搬費）、報酬、その他知事が必要と認めた経費	10/10以内